

申告に必要な持ち物

問 税務課
☎32-1103

書類がそろっていないと受け付けできない場合があります。

下のチェックリストを使って、持ち物がそろっているか事前に確認しておきましょう。

持ち物	確認	持ち物	確認
①令和6年中の収入がわかる書類 源泉徴収票・収支内訳書・シルバー人材センターの配分 金支払証明書・個人年金の支払証明書など	☐	⑦手続きをする人（来場する人）の本人確認書類 顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証など1点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点	☐
②納付証明書 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・ 国民年金保険料など	☐	⑧申告者・扶養親族・事業専従者の個人番号確認書類 マイナンバーカード・通知カードなど	☐
③控除証明書 生命保険・地震保険など	☐	⑨確定申告のお知らせ（税務署からのはがき）	☐
④障害者控除を受ける人 該当者の各種障害者手帳 または障害者控除対象者認定証	☐	⑩所得税の還付を受ける人 申告者本人名義の預貯金口座番号がわかるもの	☐
⑤医療費控除を受ける人 医療費控除の明細書または医療費通知	☐	⑪代理で申告する人 世帯外の人が代理で申告する場合は委任状	☐
⑥寄附金（ふるさと納税など）控除を受ける人 寄附金の受領書などの寄附先と寄附金額を証明する書類	☐	⑫国外在住の親族を追加で扶養する人 送金証明書および親族であることを証明する書類	☐
※申告会場での滞在時間短縮のため、特に作成に時間のかかる収 支内訳書や医療費控除明細書については、事前に自宅で作成して おいてください。未作成の場合は申告相談が後になります。（申 告会場での代行作成は行いません）			

令和7年度から適用される主な税制改正について

○控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税

◆対象者：令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下（給与収入の場合1,195万円を超え2,000万円以下）で個人住民税所得割が課税される人のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入の場合103万円以下）の生計を一にする配偶者（国外居住者を除く）を有する人

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者：合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入の場合103万円以下）の人

◆減税額：令和7年度分の個人住民税の所得割額から1万円を上限として控除されます。

○子育て世帯などに対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯など（18歳以下の扶養親族を有する人または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の人）が令和6年に新築住宅などに入居する場合は以下のとおり借入限度額が上乗せされ、令和4・5年の水準が維持されます。

新築・買取再販住宅		認定住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯など	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

○令和6・7年に入居予定の新築住宅について、住宅ローン控除の申請を予定している人へ

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除を受けられません。詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

○国外に居住する親族などの扶養控除などの申告に添付または提示しなければならない書類の見直し

令和7年度の申告以降は、国外に居住する親族の配偶者控除や扶養控除などの申告に添付または提示する必要がある送金関係書類として、電子決済手段等取引業者の書類またはその写しでその電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって、その親族などに支払いをしたことを明らかにするものが追加されます。